

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理				
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。				
達成すべき目標	対策地域内廃棄物の処理については、対策地域内廃棄物処理計画に基づき、できるだけ早期処理完了を目指して進める。 指定廃棄物については、できるだけ速やかに処理を実施する。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	77,224	97,139	133,052
	補正予算(b)	45,148	10,427	0	0
	繰越し等(c)	—	41,935	64,203	
	合計(a+b+c)	45,148	129,586	161,342	
執行額(百万円)	1,299	9,308	23,694		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	災害廃棄物(対策地域内廃棄物)の処理・処分割合(%)	基準値	実績値					目標値	達成
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		×
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	100		
	指定廃棄物の処理・処分割合(%)	基準	実績値					目標値	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		×	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	100			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④ 進展が大きくない  (判断根拠) 汚染廃棄物対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入や減容化処理事業の発注、指定廃棄物である下水汚泥の減容化事業を実施するなど一部の事業を実施してきたものの、その他の事業については自治体や地元住民との調整に至らず、事業に着手出来なかった。
	施策の分析	放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。  【進捗状況】 対策地域内廃棄物である災害廃棄物等の処理においては、 ①当面必要な仮置場25箇所の用地を確保し整備等を進めており、うち供用開始した仮置場14箇所には災害廃棄物等を順次搬入し、平成25年度末現在での搬入量は約100千tとなっているところ。 ②可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置を7市町村(8施設)で計画しており、うち5市町村(6施設)で施設建設の着手(又は準備)を進めているところ。  指定廃棄物の処理においては、 ③福島県県中浄化センター内に設置した仮設焼却施設において、平成25年9月より、原発事故による放射性物質に汚染され、場内に保管中の下水汚泥(指定廃棄物)の焼却処理を実施したところ。平成25年度末に下水汚泥及び覆土に使用していた土壌の合計約18,000トン safely 処理を完了したところ。 ④福島県福島市にある堀河町終末処理場において、下水汚泥(指定廃棄物)の乾燥処理を平成25年4月から実施し、保管スペースの改善や汚泥の性状の安定化を図っているところ。 ⑤飯館村蕨平地区においても村内だけでなく、周辺の5市町村(福島市、南相馬市、伊達市、国見町、川俣町)の農林業系廃棄物や下水汚泥の減容化事業にも着手しているところ。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 対策地域内廃棄物及び指定廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。  【測定指標】 汚染廃棄物対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入や減容化処理事業の発注、指定廃棄物である下水汚泥の減容化事業などを実施してきており、引き続き自治体や地元住民の理解を丁寧につつ、処理を着実に進めてまいりたい。

学識経験を有する者の知見の活用	・指定廃棄物については、学識経験者で構成される指定廃棄物等有識者会議を設置し、候補地選定に係る評価項目・評価基準等の選定手法の基本的な考え方について了承をいただいた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	指定廃棄物対策 担当参事官	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	----------------------------	--------------------	------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

環境省25-44

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって飛散した放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	200,713	374,090	512,441	346,997
		補正予算(b)			80,407	
		繰越し等(c)	▲ 126,182	▲ 92,195	▲ 114,804	
		合計(a+b+c)	74,530	281,895	478,044	
執行額(百万円)	74,443	180,392	464,476			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	骨太の方針2013 原子力災害からの福島復興の加速に向けて(2013年12月閣議決定)					

測定指標	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。 平成25年9月に除染特別地域および汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況の総点検を実施し、国直轄除染については、一律に2年間で除染し、仮置き場への搬入を目指すとする従前の目標を改め、個々の市町村の状況に応じ、復興の動きと連携した除染を推進することとした。同年12月に、南相馬市、飯館村、川俣町、葛尾村、浪江町および富岡町について、特別地域内除染実施計画を改定した。改定した計画では、住民の方々が帰還する上で重要となる宅地やその近隣のほか、上下水道や主要道路などのインフラを優先的に除染することとし、作業を進めているところ。 また、平成26年3月末には、田村市、楢葉町、川内村及び大熊町については、除染実施計画に基づく面的除染が終了している。</p>	<p>目標</p> <p>各自治体の特別地域内除染実施計画に定めるところ</p> <p>当該地域を段階的かつ迅速に縮小(ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要)</p>	達成																	
	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。 市町村が中心となって除染を実施する区域についても計画策定予定の94市町村すべてにおいて本法に基づく除染実施計画が策定され、作業が進められているところ。</p>	<p>目標</p> <p>長期的な目標</p> <p>総合的・重層的な放射線防護措置により個人が受ける年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下</p>	達成																	
	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、一般公衆の年間追加被ばく線量	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>表1参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>追加被ばく(線量の低減率(%))</th> <th>うち、物理的減衰等による低減率(%)</th> <th>うち、除染による2年間の低減率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>約50</td> <td></td> <td>約10</td> </tr> <tr> <td>除染特別地域</td> <td>約67</td> <td rowspan="3">約40</td> <td>約27</td> </tr> <tr> <td>重点調査地域</td> <td>約62</td> <td>約22</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約64</td> <td>約24</td> </tr> </tbody> </table>		追加被ばく(線量の低減率(%))	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による2年間の低減率(%)	目標	約50		約10	除染特別地域	約67	約40	約27	重点調査地域	約62	約22	合計	約64	約24	<p>目標</p> <p>平成25年8月末まで</p> <p>平成23年8月末と比べて(放射性物質の物理的減衰等を含めて)約50%減少した状態</p>
	追加被ばく(線量の低減率(%))	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による2年間の低減率(%)																		
目標	約50		約10																		
除染特別地域	約67	約40	約27																		
重点調査地域	約62		約22																		
合計	約64		約24																		

	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、子どもの年間追加被ばく線量	表2参照	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>追加被ばく(検査の低減率(%))</th> <th>うち、物理的減衰等による低減率(%)</th> <th>うち、除染による年間の低減率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>約60</td> <td></td> <td>約20</td> </tr> <tr> <td>除染特別地域</td> <td>約66</td> <td rowspan="2">約40</td> <td>約26</td> </tr> <tr> <td>重点調査地域</td> <td>約64</td> <td>約24</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約65</td> <td></td> <td>約25</td> </tr> </tbody> </table>		追加被ばく(検査の低減率(%))	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による年間の低減率(%)	目標	約60		約20	除染特別地域	約66	約40	約26	重点調査地域	約64	約24	合計	約65		約25	<p>目標</p> <p>平成25年8月末まで</p> <p>達成</p> <p>成23年8月末と比べて(放射性物質の物理的減衰等を含めて)約60%減少した状態</p>	○
				追加被ばく(検査の低減率(%))	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による年間の低減率(%)																		
目標	約60		約20																					
除染特別地域	約66	約40	約26																					
重点調査地域	約64		約24																					
合計	約65		約25																					
	中間貯蔵施設の供用開始		<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>目標</p> <p>平成27年</p> <p>達成</p> <p>「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」(平成23年10月)に基づき、中間貯蔵施設の整備に向けた取組を実施。具体的には、地形や地質、環境影響等に関する現地調査、施設の詳細設計に係る検討等を行い、平成25年12月に福島県及び施設候補地の自治体に中間貯蔵施設の案を提示し、受入れの要請を行った。また、施設への除去土壌等の輸送に係る検討も進めているところ。</p> <p>供用開始</p>	—																				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(指標: 一部○)	<p>○放射性物質汚染対処特措法の成立(平成23年8月)後、基本方針の閣議決定、関係政省令の制定、除染関係ガイドラインの作成等を経て、平成24年1月から全面施行され、本法の基本方針等に基づき、除染等の措置等に取り組んでいるところ。具体的には、国が直接除染を実施する地域については、10市町村で除染実施計画を策定し、平成25年12月に見直した計画に基づき、除染作業を実施している。このうち、田村市、檜葉町、川内村及び大熊町については、除染実施計画に基づく面的除染が終了した(平成26年6月現在)。また、市町村が中心となって除染を実施する区域についても計画策定予定の94市町村すべてにおいて本法に基づく除染実施計画が策定され、作業が進められているところであり、福島県外の58市町村については、約7割の市町村において除染の措置が完了(16市町村)又は概ね完了(26市町村)している(平成26年6月現在)。さらに、平成24年1月に福島環境再生事務所及び除染情報プラザを開設し、同年4月からは県内に5つの支所を開設する等して、技術専門家とも連携し、市町村の個別の相談等に対応できる体制を構築しており、引き続き、体制の充実を図っている。</p> <p>○除染が行われた地域について、基本方針で定めた平成25年8月末までの除染の目標に関しては、平成25年12月に評価を実施し、目標を満たすレベルであることが確認された。</p> <p>○「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」(平成23年10月)に基づき、中間貯蔵施設整備に向けた取組を実施。具体的には、地形や地質、環境影響等に関する現地調査、施設の詳細設計に係る検討等を行い、平成25年12月に福島県及び施設候補地の自治体に中間貯蔵施設の案を提示し、受入れの要請を行った。また、施設への除去土壌等の輸送に係る検討も進めているところ。</p>
	施策の分析		<p>○除染作業の実施にあたっては、除染計画の策定、仮置場の確保、地権者の同意取得及び作業員の確保が前提となる。</p> <p>○平成25年9月に除染特別地域および汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況の総点検を実施し、国直轄除染については、一律に2年間で除染し、仮置き場への搬入を目指すとする従前の目標を改め、個々の市町村の状況に応じ、復興の動きと連携した除染を推進することとした。同年12月に、南相馬市、飯館村、川俣町、葛尾村、浪江町および富岡町について、特別地域内除染実施計画を改定した。改定した計画では、住民の方々が帰還する上で重要となる宅地やその近隣のほか、上下水道や主要道路などのインフラを優先的に除染することとし、作業を進めているところ。</p> <p>○中間貯蔵施設については、平成24年11月の県の調査受入れ表明後、平成25年1月から調査のための住民説明会を行い、4月からポーリング調査などの現地調査を行うことができた。あわせて、有識者からなる検討会を設置し、中間貯蔵施設に係る安全対策や環境保全対策の検討を進めた。それらの結果を踏まえ、12月に福島県及び施設候補地の自治体に中間貯蔵施設の案を提示し、受入れの要請を行った。その後、県から施設候補地を3町を2町に集約するなどの申入れを受け、慎重に検討した結果、2町に集約するなどの回答を行った。受入れにあたっては、地元の理解を得られるよう、丁寧な説明を行っていく必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性		引き続き、除染・中間貯蔵施設の整備に向けて政府一丸となって取り組む。

学識経験を有する者の知見の活用	環境回復検討会、中間貯蔵施設安全対策検討会、中間貯蔵施設環境保全対策検討会、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会等
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	除染の進捗等については随時、『環境回復検討会』において議論を行い、開催後速やかに環境省HPに議事及び資料を掲載して公表しているところ。今回特に参考としたのは平成25年12月開催の第10回環境回復検討会での提出資料『基本方針の目標に係る評価について(案)』。 <a href="http://www.env.go.jp/jishin/rmp/conf/10/mat04.pdf">http://www.env.go.jp/jishin/rmp/conf/10/mat04.pdf</a>
---------------------------	---

担当部局名	放射性物質汚染対策担当参事官室 中間貯蔵施設担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	森下 哲 永島 徹也	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	---------------------------------	--------------------	---------------	----------	---------

10-2(表1) 評価結果(一般公衆の年間追加被ばく線量)

	追加被ばく線量の低減率(%)	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による2年間の低減率(%)
目標	約50	約40	約10
除染特別地域	約67		約27
重点調査地域	約62		約22
合計	約64		約24

出典:第11回環境回復検討会 資料4「基本方針の目標に係る評価について(案)」

10-2(表2) 評価結果(子どもの年間追加被ばく線量)

	追加被ばく線量の低減率(%)	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による2年間の低減率(%)
目標	約60	約40	約20
除染特別地域	約66		約26
重点調査地域	約64		約24
合計	約65		約25

出典:第11回環境回復検討会 資料4「基本方針の目標に係る評価について(案)」

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

環境省25-④

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策					
施策の概要	今般の福島原発事故を受け、福島県に「福島県民健康管理基金」(二次補正:782億円)を創設するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制を整備した。原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価等の国として実施すべき事業を行うとともに、基金を通じ検査の実施を支援する。					
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	1,900	1,410	2,309
	補正予算(b)	-	0	▲ 350	0	
	繰越し等(c)	-	0	(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	-	1,900	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	-	1,100	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針					

測定指標		基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
被ばく線量評価等に関する調査研究の進捗状況		-	-	-	-	事故初期のヨウ素等短半減期による内部被ばく線量の推計手法の開発	事故初期のヨウ素等短半減期による内部被ばく線量の推計精度向上のための検討	-	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	健康影響に関する調査研究の実施	-	-	-	-	甲状腺の超音波検査を青森県、山梨県、長崎県において実施し、有所見率の状況を公表した。	平成24年度の甲状腺結節性疾患有所見率等調査事業の追跡調査を実施し、その結果を公表した。	-	-
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			
安心・リスクコミュニケーション事業の進捗状況			施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			放射線に関する統一的基礎資料を作成した。また、講師(医師、放射線技師、保健師、看護師、保育士、教師等)の育成研修(3回47名)、講師(前同)のフォローアップ研修(2回12名)、保健医療福祉関係者、教育関係者への研修(27回773名)、住民等による車座集会(20回180名)、専門家意見交換会(3回255名)、住民向け説明会(8回185名)を実施した。					年度	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) ○①事故初期の内部被ばく線量の把握として、個人線量評価における仮定、測定条件等を当初計画した数量について集約し、それらの精度および妥当性の評価②個人被ばく線量モニタリング運用マニュアルに必要な情報の収集、③県内のWBCの校正を当初計画の約3倍の台数(11台)について行った。 ○福島県外3県で実施した平成24年度甲状腺結節性疾患有所見率調査において、要精密検査とされた対象者44人全員を対象に追跡調査を行い、同意を得られた31人の精密検査結果等について公表した。 ○安心・リスクコミュニケーション事業として、統一した資料を作成するとともに、保健医療福祉関係者、学校関係者等に基礎研修、応用研修、研修講師の育成研修等を当初計画の約2倍の人数(533人)を対象に実施した。さらに住民参加型の集会のプログラムについて開発を行い、実施した。
	施策の分析	平成24年3月31日に福島復興再生特別措置法が制定され、7月13日に基本方針が定められた。この中で放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等、国民の理解の増進が求められている。 福島県県民健康管理調査の前提となる調査研究事業を実施し、以下のような成果と課題の整理ができた。 ○内部被ばく線量の推計については、多くの不確かさ要因があり更なる検証が必要とされている。 ○甲状腺結節性疾患追跡調査事業については、対象者の精密検査結果等について一定程度収集することができたため、当初の目的は達成された。 ○安心・リスクコミュニケーション事業については、科学的知見の充実を図りながら統一した資料を関係者に配布して検証を行うとともに、研修対象者に応じた研修内容を考慮して実施する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 上記のような成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する  【測定指標】

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成25年度放射線による健康影響等に関する資料の改訂及びコミュニケーターの人材育成に係る研修事業等報告書
---------------------------	--

担当部局名	放射線健康管理担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	平成26年6月
-------	---------------	--------------------	--	----------	---------